

公益財団法人鳥取バイオサイエンス振興会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人鳥取バイオサイエンス振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県米子市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、バイオサイエンスに関する研究活動と、学術・産業振興に向けた学術研究集会、その他の催しを支援することで、鳥取県における地域産業振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) バイオサイエンスに関する研究活動又は支援事業の実施。
- (2) バイオサイエンスに関する若手研究者の研究活動に対する助成。
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産。
 - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産。
- 3 その他の財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由によりその一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において議決に加わることのできる理事の4分の3以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

(財産の運用管理)

第7条 この法人の財産の運用・管理は理事長が行うものとする。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。
- 3 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書（資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を含む。）については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 役員及び評議員の名簿
 - (3) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 前2項各号の書類等については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後遅滞なく、法令で定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることのできる理事の三分の2以上に当たる多数による決議を経て、評議員会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に、評議員3名以上を置く。

(選任等)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）第179条から第195条までの規定に従い評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからヘまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の役員又は使用人を兼ねることができない。

4 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員が任期の満了又は辞任で退任することにより、第13条に定める定数に足りなくなるときは、当該評議員は、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は毎年総額50万円を超えないものとする。

- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。
- 3 評議員には、この法人の職務のため旅行したときに費用弁償を支給する。
- 4 費用弁償による旅費の額及び支給方法は、評議員会の決議により別に定める。

第4章 評議員会

(評議員会設置及び構成)

第17条 この法人に評議員会を設置する。

- 2 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において評議員の互選により選任する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬の額及びその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の決算の承認
- (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が發せられない場合。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を發しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、一般法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した評議員会議長及び出席した理事長は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

- 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（理事の職務・権限）

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会が別に定める組織規定により、業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る第9条第1項各号の書類について監査すること。
- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるとときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によつてこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) 評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をすること。ただし、当該事項が評議員会

の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合はこの限りではない。

- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第33条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任するときは、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(顧問)

第34条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し助言することができる。

(審議員)

第35条 この法人に、審議員を置くことができる。

- 2 審議員の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 審議員は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、審議員会を開催し理事長に対し助言することができる。
- 4 審議員及び審議員会に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(アドバイザリー・ボード)

第36条 この法人に、外部アドバイザーとしてアドバイザリー・ボード委員を置くことができる。

- 2 アドバイザリー・ボード委員の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 アドバイザリー・ボード委員は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、アドバイザリー・ボードを開催し理事長に対し助言することができる。
- 4 アドバイザリー・ボード委員及びアドバイザリー・ボードに関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(報酬等)

第37条 役員及び顧問並びに審議員、アドバイザリー・ボード委員は無報酬とする。ただし、特別な職務を執行した役員及び顧問並びに審議員、アドバイザリー・ボード委員には、その対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。
- 3 役員及び顧問並びに審議員には、この法人の職務のため旅行したときに費用弁償を支給する。
- 4 費用弁償による旅費の額及び支給方法は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引。
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引。
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第50条に定める理事会規則によるものとする。

(責務の免除)

第39条 この法人は、役員の一般法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によつて、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(設置)

第40条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定。
 - (2) 規則及び規程の制定、変更及び廃止に関する事項。
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定。
 - (4) 理事の職務の執行の監督。
 - (5) 理事長及び専務理事の選定及び解職。
 - (6) 顧問、審議員、アドバイザリー・ボード委員の選任及び解任
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け。
 - (2) 多額の借財。
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任。
 - (4) 事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止。

(種類及び開催)

第42条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 次の各号の一に該当する場合は、臨時理事会を開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第31条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第43条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する

場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各役員に対して開催日の一週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第45条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第46条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第48条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第30条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第50条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議を行うことにより、変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第54条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除く。

- 2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第52条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議を行うことにより、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第54条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、評議員会の決議を経て類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地

方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第55条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第56条 この法人の趣旨に賛同する個人又は団体をこの法人の賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第9章 事務局

(事務局)

第57条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務局には、第8条第1項、第9条第1項及び第2項に掲げる書類のほか、法令で定める帳簿及び書類を備えておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第59条第2項に定める情報公開要綱によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める情報公開要綱による。

(個人情報の保護)

第60条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(公告)

第61条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、川崎寛中、専務理事は、押村光雄とする。